

令和3年度 第2回江津市農業委員会総会

日時：令和3年5月20日(木) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案 第4号 非農地証明について

第7 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第8 その他

○出席農業委員（11名）

- 1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番山本秀彦 4 番藤井孝子  
5 番柳原良雄 6 番和田幸子 7 番大村理之 8 番二本木俊二  
9 番田代和秋 10 番深野政勝 11 番原田和徳

○出席推進委員（8名）

盆子原 温、階本誠一、野田英夫、河村博幸、佐々木建也  
湯淺憲昭、仲津和法、吉岐和功、

○出席した事務局職員 事務局長佐々木久 参事藤田佳久 次長津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。時間より少し早いですが、ただ今から令和3年度、第2回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。ご案内のように、今、島根県内でコロナ拡大が急激に広がっております。今日もこうして会議で感染対策をして頂きながら、してお









ちらの方には住んでおられないのですが、●●●番●と●●●番●の間に家がありますけれども、ここに●●さんの家がありまして、家もきちんと守られていますので、先々では帰ってくる可能性もあるのではないかと考えております。今の農地法の3条の規定でいくと、一般許可基準に該当しているのではないかと考えられますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はございませんか。

●番委員 　すみません。●●と名前が入った家がありますが、これは家を買われたのですか●●さんが。確か●●●●工事の時に、●●さんが移転になって他へ移転されたのですよね。それで、一旦ここへ入っておられたのですよね。それで、●●と書いてある所は買われたということでしょうか。

9番委員 　これはこの地図を作られたときに、●●さんが住んでいた時の地図が使われたのだと思います。それで、●●さんの所へ借りて入っております。今は、この前の申請があった、●●●●の左側の方へ新しい家が建っております。それで、今言われたように●●さんの家というのが、ずっと管理されておりまして、電気も水も使える状態になっておりまして、●●●●さんがおられた時は年に2回くらいは来られていたと思います。今は亡くなって来られていませんが、家もきちんと管理されておりまして、先々は帰って来られる可能性もあるのではないかなとっております。

会 長 　よろしいでしょうか。

●番委員 　はい。

会 長 　他にご質問ございませんか。

6番委員 　はい。

会 長 　和田委員どうぞ。

6番委員 　3ページの方と4ページの方と全部で一つなのですか。権利種別の所が、4ページの方は有償移転となっておりますけれども、備考の対価の方では無償となっておりますが。

会 長 　はい、事務局。

事務局 　すみません。誤植でして、4ページの方も3条無償移転になりますので、訂正をよろしくお願いたします。

会 長 4 ページの方ですね。よろしいでしょうか。4 ページの3 条有償移転となっているのが間違いで、無償移転ということだそうです。ですので、すべてが無償移転です。他にございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3 条第1 項の規定による許可申請の2 については、可決されました。

農地法 第4 条

《 渡津町 》

会 長 次に日程第4、議案第2 号「農地法第4 条第1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2 号です。農地法第4 条第1 項の規定による許可申請についてです。農地の所在は渡津町●●●番●、登記簿現況ともに畑で、面積が●●●㎡です。同じく渡津町●●●番●、登記簿現況ともに畑で、面積が●●●㎡です。申請人は●●●●さん、江津市敬川町●●●●番地●●●●です。転用目的としましては個人住宅となっております。これは転用理由を見ますと、昭和38 年より申請地に個人住宅が建っておりまして、相続等の関係で調査した結果、転用がなされていなかったということでの届出になっております。これに関しては状況を記載した顛末書が申請書に付してありました。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の3 ページをご覧ください。上の方が●●●●と国道261 の交流地になりまして、下の方に行きますと国道261 の松川桜江方面となります。現地はそちらにありますように、●●●●と国道261 の交差点から●●●キロも行かないと思えますけれども、桜江方面に下った所になります。この第4 条はご案内のように、農地以外の用途に転用するという案件であります。先日、現地の方を確認して、また代理人の●●行政書士さんに確認をいたしました。もちろん現地には家が建っておりまして、右側の方にも住宅が建っておりまして、左側は敷地外ですけれども、

畑だと思われませんが草木が茂っておりました。まさに家が建ってありまして表札もありましたし、空き家というふうになっておりました。玄関周りを見ますと、草木等も生い茂ってもなくて、結構頻繁に家の方が管理や手入れをされているのかなということで、庭先などにも草はありませんでした。先ほど、事務局からもありましたように、両親が亡くなったことによって、相続なり司法書士に依頼をしたところ、地目が畑であったということで、慌ててしまったということです。先ほどありましたように、昭和38年に家を建設されております。その後、昭和43年と46年にこの案件の2筆の土地を購入されている。先に家を建てられたということです。それから、昭和46年に物置を建てて、更に61年に家を増築して現在に至っているというふうになっております。息子さんが、このお父さんが亡くなられて更に相続されたお母さんが亡くなられたことにより、相続申請をしようと行政書士に調査を依頼したところ、畑だということが判明して驚いたということです。父親が当時建てられたこととはいえ、申請人の息子さんご本人も深く反省をされて、今回の顛末書を提出されているということです。以上のことから、既に50年以上も前の事案でありまして、現在の段階で問題は無いかと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と私の方から調査結果の報告をいたしました。この件について、ご質問等はございませんか。

階本推進委員 　よろしいでしょうか。

会 長 　はい、階本委員。

階本推進委員 　質問といいますが、建物を建てた時には市役所の方から審判、固定資産税の評価としてすぐ行かれますか。普通の場合。出来上がってない内から来て、評価されて固定資産税をどうのこうのと言われますが。この場合に、昭和38年と随分前のことですが、実際に市役所の方が行って田んぼでは無い、明らかに建物が建っている訳です。固定資産税台帳というのは、私は不思議で仕方ないのですが。固定資産税台帳というのには、家屋として出ている訳ですから。その所がどうも不思議でたまらないのです。

会 長 　事務局、今のことについて分かりますか。

事務局 　昭和38年当時のことなので推察の域でしかないのですが、現在もそうなのですけれど、土地の方の課税条件と土地家屋と別に調査をしますので、固定資

産税の評価ということで、建物を見に行くということは確かにございます。そして、その調査としてその地番がということになりますが、確かにその土地に建っているという登記がその時になされていれば、畑の上に建築されているということが、分かったのではなかろうかと思われるのですが、この時にはおそらく今の現在の宅地になっている所、そこに建てたという記述でしたのではなかろうかと、畑の所は実際今回登記に関して、どの土地なのかと精査した時に、これが発覚したのだと思いますので、建築当時には気付かずに畑の部分にされていたということで、そのままとなっているというふうに思います。固定資産税の部分で言いますと、現況が畑となっていますので、課税上と農地台帳上と同じものになっていますので、課税も畑になっているということです。転用となりますので、登記に併せて変更されると思われます。

2番委員 ちょっといいですか。

会長 はい、どうぞ。

2番委員 この問題はずっと前から出ているのですが、旧桜江と江津とではちょっと違うのかなという感じも私はするのですが。桜江だと建物を建てだすとすぐ調査に来ていたのです。今回の場合でも、建物は分かったとしても、土地の整理がされていない。それで税務課の方は、担当は税務課がするのでしょうか。建物は。建物の方は、結局はそれで調査をしてやるのだけれども、その時に土地がどうであるかというのは、結局税務課はやってなかったということではないのですか。今後もそういったものが出るので、建物が建ってあるので、その時に結局土地がどうなっているか、やっぱり調べていかないと、これはずっと出てくると思うのです。そこら辺を何とかうまくいくことはないのですか。

事務局 この件に関しては、結局、建物を建てた時に、その建物を登記する時に底地はどうですかという登記をした場合に、平面図において、どこからどこまでが何番地で宅地として活用という建物登記です。今回の場合は、おそらく建物登記がその時になされていなかったために、建物は建物で評価され、土地はそのままというような恰好で合致してなかったということが原因だと思います。

2番委員 それで、税務の方は建物で調べているのですよね。その調べた時に土地を調べるのは税務はやらないのでしょうか。

だから、今のようなことが起こっている訳ですね。その辺のことは考えてい

ることは、結局縦割りと言うか。だけど、そういうことがあると結局、今まで畑で適用されているのに、宅地だと税金が違いますよね。建物と土地では。その辺も相談もなしにズルズルとなっているのかなと考えられるのですが。

事務局 また、この件に関しては税務の方と協議しながらということで。

2 番委員 今回出ましたが、以前もこういうことが出ている。なかなかそれが進んでないので、やっぱりまずいなというのが我々としては思うのですが。

会 長 いずれにしても、こういう案件はもう延々と、古いのも新しいのも出ているので、建築申請とか出てくるのではないですか。そういう時に横の繋がり、連絡体制というか、農業委員会まで出してもらうとか。今の税務課から農林とか建築とか色々役割があるかと思いますが、横の繋がりを検討して頂いて、こういうことが今後ないように、建築申請をしたら即、宅地に変更をしますとか農地以外になってくるので、なんとかそういった連絡体制を検討して頂くように。

事務局 税務の方で、家屋等を建てるのに調査を行う訳ですけれども、申請が出た場合に、底地が農地でないかという確認をして下さいということで、申し出はしていきたいと思います。

会 長 よろしく願いいたします。局長さんよろしいですか、お願いいたします。

事務局長 はい。

会 長 他にございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 他に質問等が無いようであります。採決いたします。この案件について申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 桜江町谷住郷 》

会 長 次に日程第 5、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。農地の所在は桜江町●●●番●、登記簿現況ともに畑で、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●●●●●●●●です。譲受人は●●●●●●●●さん、江津市桜江町●●●番地●です。転用目的は青空駐車場です。対価は無償です。以上です。

会長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いします。

3番委員 はい。説明させていただきます。位置図の方は4ページです。譲受人の●●●さんは●●●●をしておられまして、●●●の●●●●が●●●●の●●●●近くにあったのですが、借地で出てくれと言われて●●●●を移転しないといけないということで、申請地の右側に小さい建物がありますが、これは●●●●さんが昔、●●●●をされていたのですが、そこを改装してここへ●●●●を移されるそうです。●●●●さんの家は申請地の左側にあります。そこで、移転ということで●●●●さんをお願いをしたそうです。今、申請地の下半分は車が時々停まっています。上半分は草が生えています。そのようなことで、貸して下さいという話をされていたそうです。●●●●さんは、申請地の上の方に●●●●という空き家がありますが、ここに住んでいたのですが高齢で、子供さんが都会に出てこいということで、都会に出て行かれまして、もう帰ることはないかもしれないから●●●●さんにあげるよということで決まったそうです。そういうことで譲り受けて、その空き地を駐車場にしたいということでありました。そして、右側の空き家の方は●●●●の●●●●に改装するという話でありました。以上です。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会長 質問等が無いようであります。採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、可決されました。

非農地証明

◀ 嘉久志町 ▶

会 長 次に日程第 6、議案第 4 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員と野村推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。なお、本来は野村推進委員と 2 人で報告をして頂く予定でしたが、今日は野村推進委員がお休みということで、原田委員おひとりということになりますので、よろしくをお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 4 号、非農地証明の番号 1 です。農地の所在は嘉久志町●●●●イ 1689 番●●●●3、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積は●●●●161 m<sup>2</sup>です。同じく●●●●イ 1692 番●●●●1、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積は●●●●33 m<sup>2</sup>です。所有者は●●●●井口清栄さん、●●●●●●●●大田市大田町大田イ 899 番地 2 です。非農地の事由としましては、申請地は昭和 46 年月日不詳より耕作しておらず原野となっているということで申請がございました。以上です。

会 長 それでは、原田委員より調査結果の報告をお願いします。

11 番委員 はい。先日の 5 月 16 日の日曜日、午前 10 時に野村推進委員と現地で待ち合わせをして調査いたしました。位置図は 5 ページをご覧ください。右上から左下へ大きな道と、少し真ん中あたりに線が入っていますが、これは JR 山陰本線です。この下に●●●●という●●●●ですが、そのすぐ下に通っているのが国道 9 号線です。左上から右下に色が変わって走っているのが川で、●●●●になります。申請地は●●●●沿いになるのですが、野村推進委員と●●●●の●●●●の奥まで入って行きまして、約●●m くらい。●●●●●●●●とありますが、ちょうどこの辺りに車を停めて確認に行きました。訂正が皆さんの所にも届いたと思うのですが、写真が訂正前の写真のままだと思います。これで見ると非農地証明①と書いてあって、写真がありまして、●●●●番●●●●というのが●●●●番●●●●になると思います。●●●●番●●●●の写真が上になると思うのですが、訂正前は●●●●番●●●●だったのです。訂正が入ってから●●●●から●●●●に変わっているので、あそここの位置が位置図の現地の斜め線の下に●●●●と書いてある建物があるのですが、私たちが見たのは●●●●と書いてある所のすぐ横から、●●●●側の方を見て確認をしたのですけれど、それがちょうど非農地証明①の上にある写真でした。だから、●●●●側から見ると奥側の方です。奥側の方の一部

がこの写真で、●●●番●とあるのが、その下に自転車が写っている写真があるのですが、ここが一部約 10 坪くらいですが、三角地帯の形で●●の法面とかかかっていてよく分からなかったのですが、法面と一緒にしているような一部が、自転車が写っている所で●●●番●です。そして写真の、次のページで非農地証明②と書いてある●●●番●とあるのですが、これが●●●番●だと思います。これも 2 枚上下で写真がありますが、上の写真はあまり意味の無い写真だと思います。全体を赤枠で囲っています。下の写真を見ると、駐車場側、●●●●とありますが、ちょうどこの駐車場の側から見たのが、下の段にある写真です。ですので、●●●番●が●●●側からの写真のように野村推進委員と 2 人で話をしました。ちょっと写真がおかしいなと話をしたのですが、どちらにしましても非農地証明②と書いてある上の写真が、田中工務店駐車場の方から見た、赤枠で囲ってありますけれど、大体これが全体像になると思います。境界がよく分からなくて、中に一部農地では無い部分、位置図で斜線が引いて無い部分がありますが、ここが農地では無いということなのですが、これも含めて非農地証明②の上の段の写真になります。これが大体の全体像だと思います。それで、見た感じは桑の木が生えていまして、おそらく桑畑だったのではないかと思うのですが、野村推進委員がおっしゃるには、この桑がどんどん大きくなって、このような状態になっているのではないかということで、桑の木が生えていて、この写真をいつ撮られたかは分かりませんが、実際にはこの写真で見るより鬱蒼としていて、草ももちろん背丈まで伸びている状態で、実際はこれよりひどい状態の感じでした。たぶん桑の木の根がずっと張っているので、重機でも入れてやり替えたら使えないことは無いと思いますけれど、そこまでして守る農地ではないかなと思います。周りは●●●●がぐるっと回っていて、●●沿いには住宅というか空き家のような住宅が建っていまして、車は軽くらいだったら、写真を見ると●●●●と住宅の間に道が少しあるのですが、ここなら軽なら入れるかなと思うような状態でした。水はどうやら無いような感じでしたので、非農地でも問題は無いかというふうに思いました。ただちょっと疑問に思ったのが、上の●●●番●と●●●番●は、非農地事由で昭和 46 年から耕作していない、約 50 年。そして、②の●●●番●は昭和 57 年から耕作していないと、約 39 年していない状態で、この状態なのかな

と。もう少し本来であれば50年も耕作していなければ、もっとひどい状態ではないかなという感じで、どうも草刈りはされていたのではないかなというふうに思いました。非農地としても特に問題は無いような気がしますけれど、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。はい、事務局。

事務局 　今、原田委員の方から説明がありました。1番だけではなく2番も嘉久志町●●●番●で、登記簿が畑で現況が原野、●●●㎡。●●●●さん、●●●●●●●●●●。これも、同じ場所の部分でありますので、一緒に審議して頂ければと思います。

会 長 　いかがでしょうか。よろしいですか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　他にご質問ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問が無いようでありますので、採決いたします。それでは、非農地証明の1と2について申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、非農地証明の1と2については、証明することに決しました。

《 嘉久志町 》

会 長 　次に、議案第4号「非農地証明の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、引き続き原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは、3番です。農地の所在は嘉久志町●●●番●、登記簿は田で現況が原野、●●●㎡です。●●●番●、登記簿は田で現況が原野、●●●㎡です。●●●●番●、登記簿は田で現況が原野、●●●㎡です。●●●番●、登記簿は田で現況が原野、●●㎡です。所有者は●●●●さん、江津市渡津町●●●●番地です。申請地は昭和49年月日不詳より耕作しておらず原野となっているということでございます。以上です。

会 長 　それでは、原田委員より調査結果の報告をお願いします。

11 番委員 はい。位置図の方は 6 ページです。以前も近くで非農地証明を行ったことがあるのですが、今回はそれより少し先の場所になります。上から中央部を下へ走っているのが和木地区農免道路で、これをずっと行きますと跡市方面へ行きます。これの上の方は中央公園、体育館とか陸上競技場や野球場がある辺りです。そこから約●●●キロ、和木地区農免道路を跡市方面へ走りますと、現地になります。これも、同じく 5 月 16 日の日曜日に、野村推進委員と 2 人で確認をいたしました。写真の方は非農地証明③と書いてある写真で、道沿いに順番に見ていきますと、中央公園の方からずっと走ってくると、左手に見えるのが、まず最初に嘉久志町●●●番●という所なのですが、それが非農地証明③の写真の下の方です。左手の方に赤枠で囲ってあるのですが、この部分が●●●番●で、その横が●●●番●です。その続きで上の段にいきまして●●●番●があります。これが●●●●の方から走ってきて、左手に見える部分の 3 筆ですね。これの対面側が●●●番●●●で、次のページの写真が●●●番●で●●●㎡の写真です。現地は、これは耕作を数十年されていないようですが、実際に行くと、ほとんど山林に近い状態で、雑木や笹、竹が繁茂している状態で、ここはとてもじゃないけれど、農地にというのは難しいなということで、野村推進委員と確認をいたしました。ご審議の程よろしく願います。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 3 については、証明することに決しました。

#### 農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 7、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積



番委員 はい。

会 長 はい、どうぞ。

6番委員 4番の青●●●●さんの住所ですが、●●県●●市となっていますが、冒頭の合意解約の所では●●市●●区になっています。2つ住所があることになりませんが、どちらの方が正しいのでしょうか。

事務局 18条6項の合意解約の解除の部分ですが、現在の住所は●●市の方になります。解除の方の住所は契約した時の住所です。引っ越されたのだと思います。利用権の契約を交わすときに●●市になったのだと思います。

6番委員 そうということですか。そうすると●●市から●●市の方へ引っ越したと。

事務局 はい。

6番委員 それなら、変更の出た時点で直していないといけないのでは。

事務局 申請の届出の住所での記載となりますので、最初の届出の部分では●●市となります。

6番委員 わかりました。

会 長 この届出の時差はどのくらいあったのだろうか……。今の件は、ご理解頂けましたでしょうか。議案集2ページの●●さんの住所と、先ほどの促進法3ページの●●さんのご住所が異なっているということでしたが、よろしいでしょうか。他にご質問ございますか。

湯淺推進委員 よろしいでしょうか。

会 長 はい、どうぞ。

湯淺推進委員 農業公社の方に質問ですが。同じ地域で最近のものは使用貸借、5年とか10年くらい前のものは賃貸借となっていると思いますが、やっぱり今後は使用貸借というのが基本になるとお考えですか。同じ地域の場合ですね。

会 長 公社さん、すみません。

植本推進員 公社の植本です。先ほどの質問ですけれども、基本的な考えとしては、賃借料や使用貸借等については、基本的には当事者同士で決めてもらうという形です。場合によっては営農についての相談にということもありますけれど、基本的には当事者同士の方で決めてもらうということが、一応基本になりますので、公社が特別、賃貸借を使用貸借の方という、無償でという考え方は全くございません。現状としては、特に県外の方については、どうしても新しく中

間管理にする場合、使用貸借で無償ということが多いのですがという情報提供はします。そうすると、うちでも若干怒られたりするのですが、今までもらっていたものから変更するのに、そっちの方に合意するかというようなことも若干皮肉ではありますが、言われた経緯もあります。そうではなくて現状ということはこれです。あくまでも最終的には当事者の方で決めて頂くのが良いのではとっております。実際、こういった場合は受け手の、借りる人の側にたって物を言うこともありますし、ただそういう訳にもいきませんので、あくまでも中立といいますか、公平な立場ということで、あくまでも情報提供、あとは決めて頂くのは当事者で。なかなか折り合いがつかない場合には、現状行使するという形でやっておりますので。また、どうしても作れないという方もおられますので、よく話をするのは、県外でなかなか人を雇って、例えば人材センターとか、年に2回も3回も草を刈るとなると、なかなか失礼ですけれども経費もかかりますと、そういった形で無償であれば草刈り経費的なことも心配無いですし、なかなかタダで草を刈ってもらうのは難しいと思います。ひとつ押さえて頂きたいのは、公社がタダで借りるような形にしている訳ではありませんので、そういうことはご理解願います。以上です。

会 長 よろしいでしょうか。

湯浅推進委員 はい。

会 長 ありがとうございます。他にございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第8、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 特にございません。

会 長 その他、皆さんの方から何かございますか。よろしいでしょうか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 それでは、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第2回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は6月21日の月曜日、地場産業振興センター2階会議室で予定しております。よろしくお願いいたします。

[ 閉会 午前11時00分 ]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員